

平成23年7月26日

総合福祉部会

部長 佐藤久夫様

全国社会就労センター協議会 (セルブ協) 会長 近藤正臣

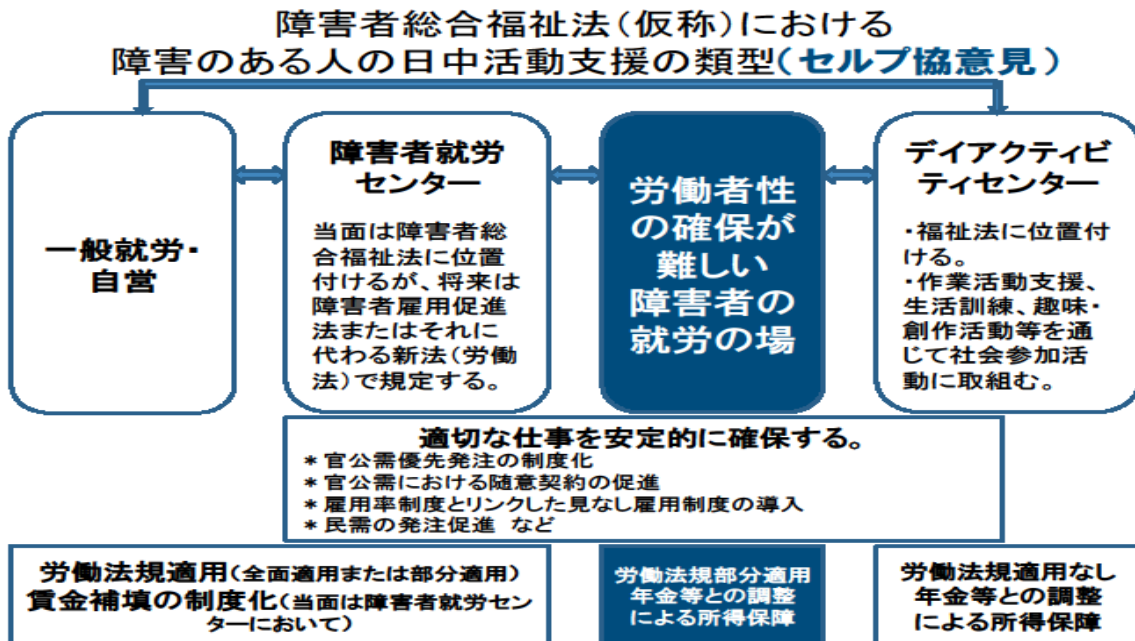
「障害者総合福祉法(仮称) 骨格提言素案」への意見

「I-6 支援(サービス)体系」「1. 就労支援について」(p.23~24) 関連

1. 労働者性の確保が難しい障害者の就労の場の設置が必要である。

現行の就労事業等を「障害者就労センター」と「ダイアクティビティセンター」(作業活動支援部門)に再編成し、「障害者就労センター」には原則として労働法を適用するとされているが、その前提となる官公需や民需の安定確保の仕組みの構築や賃金補填の制度化については、現下において実現の工程や財源などが示されていない。

現在いわゆる福祉的就労に従事している障害者の実態を踏まえ、こうした支援策が整備されるまでの間は、労働者性の確保が難しい障害者の就労の場、作業活動支援の場とは別に設置される必要がある。



2. 就労移行支援事業を労働施策に統合するのであれば、統合にかかる十分な支援策が必要である。

現行の就労移行支援事業は労働施策に統合するとされているが、統合にあたっては、現在の利用者・事業者がこれまでと同様以上の支援を受けられる（提供できる）よう、労働施策の充実、相談支援の充実、事業経営上の保障、また経過措置期間の設定など、十分な支援策が講じられるべきである。

「I-6 支援（サービス）体系」「8. 市町村独自支援について」（p.29～30）関連

3. 福祉ホームもグループホーム制度に一本化すべきである。

現行の福祉ホームは、当面は市町村独自支援として継続させ、グループホームとケアホームの一本化によるグループホーム制度に含むかについては検討を行うとされている。

福祉ホームの利用者像とグループホーム等の利用者像はほぼ同様となっている。

市町村独自支援では、現行どおり、その取り扱いに市町村格差が著しくなるおそれがある。

これを踏まえ、福祉ホームもグループホーム等と同様、住まいの場として一本化することが必要であると考えられる。